

国連気候変動枠組条約 COP27 サイドイベント傍聴レポート
パリ協定 6 条による野心向上における CDM の移行
CDM transition in the context of ambition increase through Article 6

(一社) 海外環境協力センター (OECC)

- 日時 : 2022 年 11 月 17 日 (木) 13:15–14:45 (現地時間)
- 場所 : Tutankhamun, Sharm El-Sheikh (ハイブリッド開催)
- 主催 : Georgia, Zurich University of Applied Sciences (ZHAW)
- スピーカー : **Maia Tskhvaradze**, Ministry of Environmental Protection and Agriculture, Georgia; **Sangsun Ha**, Ecoeye; **Dang Hong Hanh**, VNEEC, Vietnam; **Mischa Classen**, KliK Foundation, Switzerland; **Raphaela Kotsch**, ZHAW, Switzerland; **Ximena Samaniego**, Perspectives Climate Research (Moderator)
- 参加者数 : 不明

概要 : パリ協定 6 条は緩和野心を引き上げる手段として位置付けられているが、COP26 で採択された 6 条ルールにおいて 2012 年以降に登録された CDM プロジェクト由来のクレジット (CER) のパリ協定への移行が認められた。この決定は野心を下げる懸念があるとして NGO 等から強く批判されている。本イベントでは CDM 移行によるホスト国 NDC の野心向上のあり方をテーマとして、ホスト国、クレジット購入国及びコンサルタントから、パリ協定 6 条の実施策及び CDM 移行に関する状況やアプローチが紹介された。ジョージアからはスイス及び日本と 6 条の二国間協力に加えて 6 条協力で対象とすべき NDC の対象分野・対策の検討について、韓国からは国内排出量取引制度及び政府による CER 及び 6 条 4 項クレジットへの需要やルールについて、ベトナムからは国内の CDM プロジェクト由来のクレジットの売り過ぎリスクと CDM 移行へのアプローチについて、スイスからは KliK 財団が調達する ITMO の条件や調達の戦略について、Perspectives Climate Research からは CDM 移行の統計データやポテンシャルについて、紹介された。パネルディスカッションでは、韓国、ベトナム、ジョージアにおける 6 条及び CDM 移行へのアプローチについてコメントされた。

※本ウェビナーの録画は [UNFCCC の YouTube チャンネル](#) から閲覧可能。

- **導入 : Why CDM transition and ambition contributions are linked** [Ximena Samaniego, Perspectives Climate Research]
- ✓ COP26 で合意されたパリ協定 6 条ルールブックにおいて、2013 年以降に登録された CDM プロジェクトからのクレジット (CER) の移行と初回 NDC の達成に向けた使用が許可された。
- ✓ しかし、CDM 移行がホスト国の NDC の野心向上に貢献するために、CDM 移行にかかる時間的ギャップや移行方法についての検討が必要である。
- ✓ また、既にいくつかの国では CDM 移行に係る枠組みを導入しており、国レベルでの CDM 移行の戦略がパリ協定 6 条の戦略と沿ったものに改善していきたい。

■ **発表 : Georgia's approach to CDM transition** [Maia Tskhvaradze, Ministry of Environmental Protection and Agriculture, Georgia]

[ジョージアのNDCと関連施策]

- ✓ ジョージアのNDCでは2030年目標（1990年比）として、条件なし目標：35%削減、条件付き目標：50%～57%削減、としている。また、適応施策に係る能力向上と実施に注力しており、気候変動とジェンダーも重要な点としている。
- ✓ NDC実施のために「ジョージア2030年気候変動戦略」と「ジョージア2030年気候変動戦略における2021-2023年行動計画」を策定しており、7つの経済セクター：①エネルギー・製造・伝達、②交通、③建築、④森林、⑤産業、⑥農業、⑦廃棄物、における緩和施策と目標を設定している。
- ✓ また、長期低排出発展戦略の策定を進めており、2050年カーボン・ニュートラル目標を掲げる。
- ✓ パリ協定の実施を調整するための措置として、関連省庁の大臣が委員となる気候変動会議（Climate Change Council）が設置されている。更に、その下には技術的な検討を行うワーキング・グループがあり、6条と炭素市場のためのワーキング・グループも含まれる。

[パリ協定6条に関する取組]

- ✓ **[スイス]** 2021年にスイス政府とパリ協定6条の実施に係る二国間協定に署名し、プロジェクトの検証と承認を担う政府間の合同委員会が設立される。プロジェクト実施に対して成果に基づく支払いをする仕組みである。また、Klik財団と協力し、建築セクターの省エネ対策の特定や廃棄物管理プロジェクトの検討を行っている。
- ✓ **[日本]** 2022年9月に日本政府とJCMに係る二国間協定に署名し、プロジェクトの検証と承認を担う合同委員会が設立される。スイスとの協力と異なり、プロジェクト実施に対して初期投資を補助する仕組みである。
- ✓ **[SECO]** スイス連邦経済省経済事務局（SECO）の資金拠出とUNDP他の支援により、炭素市場準備のためのニーズと課題を評価し、課題への対処のために組織的な取組が必要である。
- ✓ **[EBRD]** 欧州復興開発銀行（EBRD）の資金拠出とCarbon Limitsの支援により、炭素市場ポテンシャルを評価し、NDC対象セクターにおける「低い位置になる果物」と「高い位置になる果物」を特定した。（※作成者注：前者は低いコスト・障壁で実施できる対策、後者はその逆を意味する。）更に、この特定結果から対象プロジェクトのポジティブ・ネガティブリストを作成し、政府及びプロジェクト開発事業者に方向性を示そうとしている。ジョージアは、炭素市場により多くの技術や資金を活用することで、対策が難しいセクターに取り組み、NDCの野心を向上させたい。

■ **発表 : CDM transition in Korea** [Sangsun Ha, Ecoeye]

[韓国企業によるCDMプロジェクトへの投資]

- ✓ 韓国政府は2015年から排出量取引制度を開始し、2018年（フェーズ2）からは韓国企業が海外のCDMプロジェクトに投資して取得したCERが使用可能となった。他国がCDMに投資をしなかった2018～2020年の期間に韓国だけはCDMプロジェクトへ投資していた。
- ✓ 韓国国内には約100件のCDMプロジェクトが存在するが、そのほとんどは2012年以前に登録されており、既にプロジェクト期間が終了したかすぐに終了予定である。そのため、現在韓国企業は

NDC 達成に活用できる海外の CDM プロジェクトに関心を持っている。

- ✓ 2019 年～2020 年の期間に韓国企業は主に LDC におけるコミュニティベースの CDM プロジェクトに投資をした。なぜなら、その当時、LDC における NDC 範囲外もしくは条件付き NDC に該当するプロジェクトであれば最も確実に移行できると判断したからである。
- ✓ コミュニティベースの改良かまどプロジェクトを継続するには持続的なクレジット収益が必要であり、韓国企業は一刻も早い CDM 移行ルール具体化を望んでいる。

[韓国の NDC と 6 条の必要性]

- ✓ 韓国の NDC では 2030 年目標（2018 年比）を 40%削減としており、これを国内施策のみで達成するのは困難で、パリ協定 6 条は目標達成のための補完的手段として位置付けられている。
- ✓ 韓国には 6 条のクレジットに対して 2 種類の需要がある。
 - ① 韓国排出量取引制度に参加する企業（約 680 社）は上限 5%まで海外クレジットを使用可能で、2030 年時点で年間約 2000 万トンの 6 条 4 項メカニズムまたは移行した CDM によるクレジット需要が想定される。
 - ② 政府は 6 条 2 項によるクレジットを調達する方針を示しており、2030 年時点で年間 3350 万トンのクレジット需要が想定される。

[韓国排出量取引制度におけるクレジット使用]

- ✓ 現在、韓国排出量取引制度において使用可能な CER は、韓国企業により投資されている CDM プロジェクトの CER のみに制限されている。韓国企業による投資割合に相当する CER のみが排出量取引制度で使用するクレジット（KOC）へ変換可能である。
- ✓ 6 条交渉の状況を踏まえると、2021 年以降の KOC が発行可能となるのは 2026 年以降となると推測している。

■ 発表 : CDM transition in Vietnam [Dang Hong Hanh, VNEEC, Vietnam]

[ベトナムにおける CDM 実施状況]

- ✓ 273 件のプロジェクトが登録済みで、内 258 件がプロジェクト活動、15 件がプログラム活動（PoA）。登録プロジェクトの約 80%が再エネ事業、74%が水力発電事業であり、2012 年以降に登録されたプロジェクトは 22 件である。しかし、クレジット発行ベースで見ると、登録プロジェクトの内 59%のみがクレジット発行の実績がある。

[CDM 移行によるクレジットの売り過ぎリスク]

- ✓ ベトナムの CDM プロジェクトのほとんどが再エネ事業であり、一方で国内の全ての発電事業は国家電源開発マスタープラン（PDP）に組み込まれている必要がある。また、2020 年及び 2022 年中に改訂予定のベトナムの NDC における電力セクターの BAU シナリオは 2016 年に策定された第 7 次 PDP に基づいている。
- ✓ この点を踏まえてベトナム最大の水力発電 CDM プロジェクト 2 件を例に考えると、これらのプロジェクトは 2012 年 11 月に第 1 クレジット発行期間を開始し、年間クレジット発行可能量が 9800 万トンと推計され、また 2020 年及び 2022 年策定の NDC に組み込まれている。仮にこれらプロジェクトが 6 条 4 項に移行可能とすると、2021 年から第 2 クレジット発行期間末までのクレジット発行可

エネルギーは 590 万トンと推計され、その全量が他国に売却された場合、エネルギーセクターの削減目標（2030 年までに 5150 万トン削減）が未達成になることが想定される。

[CDM 移行についてホスト国が検討すべき点]

- ✓ ホスト国による CDM プロジェクト移行の手續きにおいて、先着順アプローチもしくは特定の活動タイプや規模による優先順アプローチを取るべきか検討すべきである。両方のアプローチのハイブリッドが適切だと考えられる。
- ✓ ベトナム国内の CDM 実施では民間セクターが主要なプレイヤーであり、これらのプロジェクト開発事業者が政府の CDM 移行のアプローチをどう考慮するか、関心を持つのか、休眠状態の CDM プロジェクトがどの程度あるのか、について把握すべきである。
- ✓ 移行する CDM プロジェクトに対して、①持続可能な開発を促進するための新たな要件を策定すべきか、②クレジット発行期間の更新に係る承認をどのようにするか、③NDC 実施との関係性をどう整理するか、について今後検討することが必要となる。

■ 発表 : How the KliK Foundation can contribute to ambition increase and a smooth CDM transition [Mischa Classen, KliK Foundation, Switzerland]

[ITMO 調達条件]

- ✓ スイスの法令により KliK 財団には ITMO を調達する任務が課せられており、調達対象となるクレジットの適格性要件が定められている。
- ✓ 適格性要件として、①2021 年以前に創出された CER は不適格であること、②プロジェクト登録前に実施が開始されているプロジェクトは不適格であること、③技術タイプによる適格性が設定されること（例：森林は不適格）、が定められている。

[ITMO 調達の戦略]

- ✓ KliK 財団は 6 条 2 項による二国間協力を継続しつつ、2021 年以降に実施を開始する 6 条 4 項活動の排出削減クレジット（ER）も調達して目標達成を補完する。
- ✓ 新規の活動にはリードタイムが必要であり、6 条 4 項メカニズムの設立時に向けて準備を行い、パイロット事業を検討し、緩和活動の特定を行う。

[野心の確保]

- ✓ ホスト国が「低い位置になる果物」によるクレジットを売ってしまうと NDC 目標達成に悪影響を及ぼすことから、スイス側もそのようなクレジットは調達しない方針を定めている。ホスト国の野心を保証するために、両国政府が早期かつ緊密に連携し、適切な方法論とスコープに係る合意や国家的枠組の策定が必要である。

■ 発表 : Ambition increase through Article 6: key considerations [Raphaela Kotsch, ZHAW, Switzerland]

[移行可能な CDM プロジェクト]

- ✓ COP26 決定により、2013 年から 2025 年末の期間に登録されたプロジェクトが移行可能であること、森林プロジェクト由来の CER は移行不可であること、が定められた。

- ✓ このルールにより、690 件の登録済み CDM プロジェクトと 551 件の検証中 CDM プロジェクト、同様に 142 件の登録済み PoA と 136 件の検証中 PoA が移行可能となっている。なお、これらのプロジェクト・PoA により、現在までに 5700 万トンの CER が発行されている。
- ✓ 移行可能な CDM プロジェクトは、国別では 1 位のインドが突出して 309 件、2 位の中国が 80 件である。技術別では 1 位の風力発電が 201 件、2 位の水力発電が 132 件と、再エネが大半を占めているが、一方で近年の炭素市場では再エネプロジェクトの追加性が批判されている。

[CER の供給ポテンシャル]

- ✓ 移行可能な CDM プロジェクトによる 2013 年から 2025 年末までの累積発行ポテンシャルは、最大 23 億 4000 万トンと想定される。2030 年までの自主的炭素市場の年間需要量の推計値は 3 億 4000 万～5 億 1000 万トンであり、この CER 供給量は自主的炭素市場の 4.5 年～7 年分の需要に相当する。

[CDM の制度的インフラの教訓]

- ✓ CDM では分断化された一貫性のない報告の仕組みになっており、例えば未使用の CER の量を明確に把握できないような問題が発生している。
- ✓ 6 条 4 項メカニズムでは、個別の ITMO 移転や保有に係るデータを識別可能とすること、情報を一般公開し透明性を高めること、などが推奨される。

■ ディスカッション

Q.1 [Moderator] : 韓国は NDC 達成のためにどのように 6 条 4 項メカニズムを活用しようとしているか。

A.1 [Sangsun Ha, Ecoeye] : 韓国にとっては 2 種類の CDM プロジェクトがあり、一つは国内の CDM プロジェクトだが 2012 年以前に登録されたものが大半である。もう一つは海外の CDM プロジェクトである。一方、一部の民間企業は政府に対して Verra や Gold Standard などの民間クレジット制度の使用を承認するよう説得を試みているが、明確な回答は得られていない。政府はこれを認めないだろうと考えている。

Q.2 [Moderator] : ベトナム政府は CDM 移行に係る施策として何に優先して取り組むべきか？

A.2 [Dang Hong Hanh, VNEEC, Vietnam] : 政府は NDC 達成を考慮した CDM プロジェクト移行に関する優先順位や適格性を明確にすべきである。

Q.3 [Moderator] : ジョージア政府による 6 条実施に係る施策に対して民間セクターからどのような反応があるか？

A.3 [Maia Tskhvaradze, Ministry of Environmental Protection and Agriculture, Georgia] : そこに緩和ポテンシャルがあることから、民間セクターは大きな関心を示しており、これには海外も含まれる。

作成：渡辺 潤